

次のとおり事後審査方式一般競争入札を行うので、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「財務規則」という。）第112条の規定に基づき公告する。

令和8年9月1日

いわき市長 内田 広之

1 入札に付す事項

工 事 名	南部衛生センター解体工事
工 事 場 所	いわき市錦町須賀 地内
工 事 種 類	建築一式工事
工 事 概 要	し尿処理施設解体 一式 処理能力 150k l / 日
工 期	令和10年3月31日まで
入 札 方 法	電子入札

2 入札参加資格

この公告に基づく工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とし、契約権者において参加資格の有無の確認を行うものとする。

入 札 参 加 形 態		単体企業 又は 共同企業体			
共 同 企 業 体 の 共 通 要 件	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札参加制限を受けていない者であること。				
	(2) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。				
	(3) 公告日から入札を執行する日までの間に、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及びいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。				
	(4) 公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。				
	(5) 資本関係又は人的関係にある者同士で同一入札へ参加していないこと。（共同企業体での入札参加が認められる場合において、同一の共同企業体内の構成員同士である場合を除く。）				
単 体 企 業 の 場 合					
地 域 要 件		いわき市内に本店を有する者であること。			
登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値	令和8年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。				
	工事種類		等級別格付	建設業許可	総合評定値
	建築一式工事		特A	特定	要件なし
共 同 企 業 体 の 場 合					
企 業 体 構 成		代表者 1 者 その他の構成員 1 者による 2 者の共同企業体であること。			
結 成 方 法		自主結成			
出 資 割 合		代表者の出資割合を最大として、最小の出資割合は40%以上とすること。			
代 表 者 の 資 格 要 件					
地 域 要 件		いわき市内に本店を有する者であること。			
登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値	令和8年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。以下同じ。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。				
	工事種類		等級別格付	建設業許可	総合評定値
	建築一式工事		特A	特定	要件なし
そ の 他 の 構 成 員 の 資 格 要 件					
地 域 要 件		いわき市内に本店を有する者であること。			
登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値	令和8年度いわき市入札参加有資格者名簿において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。				
	工事種類		等級別格付	建設業許可	総合評定値
	建築一式工事		特A又はA	特定又は一般	要件なし

技術者要件	(1) 業法第26条第1項又は第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、開札日を基準とし、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。 なお、共同企業体の場合は、各構成員において主任技術者を配置するものとし、監理技術者を配置しなければならない工事にあっては、代表者において監理技術者を配置すること。 (2) また、業法第26条第3項の規定により監理技術者等を専任で配置する必要がある場合には、開札日を基準とし、それ以前に3箇月以上継続して雇用している者を配置すること。 なお、共同企業体の場合、監理技術者等を専任で配置するとは、各構成員において専任で配置するものであること。
-------	--

3 入札参加手続

本公告に基づく入札に参加するための入札参加手続は、入札参加形態により次のとおりとする。

【電子入札システムによる手続き】

共通事項	単体企業及び共同企業体いずれの場合も「電子入札システム」による入札参加手続を要する。
入札参加申請方法	「電子入札システム」により、一般競争入札参加申請書を提出すること。
添付書類	一般競争入札参加申請書（第1号様式または第1号様式の2） ※ 入札参加申請を行う際、添付ファイルとして「電子入札システム」に必ず添付すること。 ※ 一般競争入札参加申請書は、「入札情報サービス」内（「共通」→「様式ダウンロード」）からダウンロードすること。 ※ 一般競争入札参加申請書には商号または名称等の必要事項を必ず記入すること。また、資本関係、人的関係にある者について該当の有無を記入し、かつ該当する場合はその内容を所定の方法で申告すること。
期 間	令和8年9月1日(火) 午前9時から 令和8年9月30日(水) 午後5時まで
共同企業体の場合	共同企業体として入札参加手続を行う場合は、次の内容に留意すること。
留 意 事 項	※ 代表者のICカード（代表者が単体企業として「電子入札システム」に利用者登録しているもの）により入札参加申請を行うこと。その際、一般競争入札参加申請書における「J V参加」のチェックボックスにチェックを付け、「企業体名称」の入力欄に特定建設工事共同企業体協定書に記載された共同企業体の正式名称を入力すること。 ※ 代表者以外の構成員は、入札及び入札参加手続を行うことができないので注意すること。

【その他の手続き】

共同企業体の場合	次に示す書類を、次に定める期日までに提出すること。
提 出 書 類	特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式） ※ 「特定建設工事共同企業体協定書(第1号様式)」は市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロードするか、契約課窓口にて入手すること。
提 出 期 限	令和8年9月8日(火) 午後5時まで
提 出 先	いわき市財政部契約課（本庁舎7階） ※ 「電子入札システム」による協定書の提出は、認めない。

4 設計図書について

設計図書については、公告文と併せて「入札情報サービス」に掲載しているので、入札に参加しようとする者は、「入札情報サービス」から印刷もしくはダウンロードして必ず入手すること。なお、参考図面については、次に示す方法により販売及び貸出しを行うので、入札に参加しようとする者は、いずれかの方法により必ず入手すること。

また、令和8年6月9日いわき市公告第62号において、本公告と同名の工事を公告しているが、入札に参加しようとする者は、改めて本公告に係る設計図書を調達すること。

「設計図書」ダウンロードの期間及び場所	
期 間	令和8年9月1日(火) 午前9時から 令和8年10月6日(火) 午後5時まで
場 所	「入札情報サービス」内（「入札公告情報」→「入札公告詳細画面」） ※ 設計図書の入手方法は「入札情報サービス」からのダウンロードを基本とし、財政部契約課での貸出しは行わない。 ※ 紙面の設計図書について購入を希望する者は、購入希望時間の3時間前までに(株)いわきコピーセンターに購入申込みを行うこと。（営業日の営業時間内に限る） (株)いわきコピーセンター 住 所：いわき市平谷川瀬三丁目5番地の2 連絡先：TEL 0246(24)2371 FAX 0246(22)2638
「参考図面」の販売の期間及び場所	
期 間	令和8年9月1日(火) 午前9時から 令和8年10月5日(月) 午後5時まで
	※ 販売場所の営業日の営業時間に限る。 (株)いわきコピーセンター ※ 住 所：いわき市平谷川瀬三丁目5番地の2 連絡先：TEL 0246(24)2371 FAX 0246(22)2638

場 所	※ 購入希望者は、購入希望時間の3時間前までに「設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式）」によりファクシミリにて（株）いわきコピーセンターに購入申込みを行うこと。 ※ 設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式）は、市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約関係例規集、関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロード又は契約課窓口にて入手すること。
「参考図面」の貸出の期間及び場所	
期 間	令和8年9月1日（火） 午前9時から 令和8年10月5日（月） 午後5時まで ※ 閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日まで）を除く。 ※ 借り受けた場合の返却期限は、次のとおりとする。 ・ 午前8時30分から正午までの間に借り受けた場合は、当日午後5時まで ・ 正午から午後5時までの間に借り受けた場合は、翌日正午まで（翌日が閉庁日の場合は、直後の閉庁日でない日の正午まで）
場 所	いわき市財政部契約課（本庁舎7階） ※ 貸出希望者は、設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式）を借受時に持参することとし、借り受けた者は、これを複写することができる。 ※ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式）は、市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約関係例規集、関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロード又は契約課窓口にて入手すること。
設計図書に対する質問	
期 間	令和8年9月1日（火） 午前9時から 令和8年9月11日（金） 午後5時まで
提 出 先	いわき市生活環境部資源循環推進課 電子メール shigenjunkansuishin@city.iwaki.lg.jp 又は FAX 0246(22)7599
質 問 の 方 法	設計図書に関し質問がある場合は、質疑応答書（第7号様式）に質問事項を記載し、提出先に電子メール又はファクシミリにて提出すること。なお、電話等による質問は、受け付けない。 ※ 質疑応答書（第7号様式）は、市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロードにて入手すること。
設計図書に対する質問への回答	
回 答 期 日	令和8年9月15日（火） 午後5時まで
回 答 の 方 法	回答は、回答期日までに質問者に対し、電子メール又はファクシミリにより行う。 なお、質問及び回答の内容は、いわき市財政部契約課（本庁舎7階）で閲覧に供するとともに、「入札情報サービス」で公表する。

5 入札日時

入札の日時及び場所	
初度の入札方法	電子入札
入札書提出方法	「電子入札システム」により、入札書及び添付資料を提出すること。
入札書提出期間	令和8年10月1日（木） 午前9時から 令和8年10月6日（火） 午後5時まで
添 付 書 類	(1) 工事費内訳明細書 (2) 「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写し（開札日現在で有効なものをいわき市に提出している場合は、免除） (3) 参考図面の調達を証明するものとして、次のいずれかの書類 ① 設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式） ② 設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式） ※ PDFファイルにて提出すること。
開 札 日 時	令和8年10月7日（水） 午後2時30分
開 札 場 所	いわき市役所本庁舎7階 入札室
備 考	※ 電子入札参加者は、定められた方法により「電子入札システム」を利用して入札手続きを行うものとし、原則として書面の郵送または持参による入札は認めない。 ※ 工事費内訳明細書は、「入札情報サービス」内（「入札公告情報」→「入札公告詳細画面」）からダウンロードしたものを使用すること。 ※ 入札参加申請時など入札書提出時以外の場面で添付された工事費内訳明細書については、入札時に提出されたものとはみなさないで注意すること。 ※ 電子入札の条件に反した入札書については、無効とする。（電子入札心得参照） ※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ※ 入札書を提出する際、くじ番号として任意の3桁の数字を入力すること。 ※ 「電子入札システム」の障害等により事故が発生した場合又は不正な行為が行われた場合その他必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをする場合がある。

紙 入 札	電子入札参加者は、「いわき市電子入札実施要綱」第5条の規定に基づき紙入札承認願（第2号様式）を提出し、市長の承認を得た場合のみ、持参による入札（以下「紙入札」という。）を行うことができる。 ※ 紙入札承認願（第2号様式）は、「いわき市電子入札実施要綱」第5条第2項で定める期限までに財政部契約課へ提出すること。 ※ 市長の承認を得た電子入札参加者は、「いわき市電子入札実施要綱」第5条第4項で定める期限までに入札書及び公告等で指定する添付書類（以下「入札書等」という。）を財政部契約課へ提出すること。 ※ 紙入札により入札手続きを開始した後の電子入札への変更は認めないものとする。 ※ 紙入札承認願（第2号様式）は、「入札情報サービス」内（「共通」→「様式ダウンロード」）からダウンロードすること。
再 度 の 入 札	※ 初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、「電子入札システム」により、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者、及び、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。 ※ 再度の入札の入札期限及び開札日等について、初度の入札後、速やかに入札参加者に対し「電子入札システム」により通知するものとする。この場合において、紙入札の承認を受けた電子入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により通知するものとする。 ※ 再度の入札においては、工事費内訳明細書の提出を求めない。

6 契約条項を示す場所及び期間

場 所	いわき市財政部契約課（本庁舎7階）
期 間	令和8年9月1日（火）から 令和8年10月7日（水）まで

7 保証金及び支払条件

入 札 保 証 金	免除とする。
契 約 保 証 金	請負代金額の10分の1以上の額とする。ただし、財務規則第136条第6項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
前 金 払	財務規則第83条の2第1項の規定により、請負代金額の40%以内の額とする。
中 間 前 金 払	財務規則第83条の2第2項の規定により、請負代金額の20%以内の額とする。
部 分 払	1回以内とする。
年 度 割 支 払 額	各会計年度における請負代金額の支払限度額は、次のとおりとする。 令和8年度は予定価格の39%程度の額、令和9年度は請負代金から令和8年度の支払額を差し引いた額とする。 なお、請負代金の請求（前金払、中間前金払、部分払を含む）は、請求する年度の支払限度額を超えない範囲で請求することができる。

8 最低制限価格

この入札には、最低制限価格を設定する。
 ※ 変動型最低制限価格制度を適用する。

9 工事費内訳明細書

この入札には、工事費内訳明細書の提出を要する。

10 現場代理人

この工事は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当しない。

11 工事の区分

この工事は、災害復旧・復興工事に該当しない。

12 契約の締結

- (1) 落札決定者は、落札決定の日から7開庁日以内に仮契約を締結しなければならないが、この期間内に契約の締結がなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに仮契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。
- (3) この契約は、いわき市議会の議決後（専決処分の場合を含む。）、直ちに本契約に移行するものとする。
- (4) 市議会の議決（専決処分の場合を含む。）がなされなかった場合は、この契約は、締結しなかったものとし、損害が生じた場合においても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 契約（仮契約）を締結する日に有効な建設業の許可及び有効な経営事項審査結果を得ていない場合は、契約を締結できない。

13 電子入札システムについて

「電子入札システム」を利用するためには、ＩＣカード及びＩＣカード読取装置の準備、ＰＣ環境の設定及び「電子入札システム」の利用者登録を行う必要がある。詳しくは、いわき市公式ホームページを確認すること。

システムのURL及び利用時間		
入札情報サービス	https://iwaki.efftis.jp/PPI/Public/（利用時間：24時間365日）	
電子入札システム	https://iwaki.efftis.jp/CALS/Accepter/（利用時間：平日 9 時～20時） ※ 「電子入札システム」による入札書等の提出は、いわき市の休日を定める条例（平成元年いわき市条例第71号）に規定する市の休日以外の日の利用時間内に行うこと。 ※ 「電子入札システム」による入札書等の提出期限は、電子入札サーバーへのデータ到着期限とする。入札書等が期限までにサーバーに到着しない場合は受付できないので、入札書等の提出は余裕をもって行うこと。	
添付ファイルの種類及び容量		
種	類	「電子入札システム」により提出する添付書類は、原則として次のファイル形式により提出すること。 【添付可能なファイル形式】 ①Excel形式ファイル ②Word形式ファイル ③PDF形式ファイル なお、これらの形式のファイルであっても、パスワード付きの圧縮ファイル（ZIPファイル等）は添付できないので注意すること。 ※ 添付ファイルを「電子入札システム」により提出する前に、必ずウイルスチェックを行うこと。また、ウイルスチェックを行う際は、ウイルス対策用ソフトのいかなを問わず、常に最新のパターンファイルを適用したもので行うこと。 ※ ウイルスに感染した添付ファイルを提出した場合等は、直ちに財政部契約課へ連絡すること。 「電子入札システム」により提出された添付ファイルが原因となり、ウイルスに感染していることが判明した場合、書面による添付書類の再提出について協議を行うものとする。 ※ 添付ファイルのファイル名は49文字以内とすること。
容	量	「電子入札システム」に添付するファイルの容量は次のとおりなので、作成方法に注意すること。 ①一般競争入札参加申請書及び事後審査資料：10MB まで ②工事費内訳明細書：5 MB まで ※ 添付ファイルの容量が上限を超える場合には、各書類の提出期限内に財政部契約課へ持参の上、提出するものとする。

14 その他

- (1) 「いわき市電子入札実施要綱」及び「いわき市建設工事等に係る事後審査方式一般競争入札実施要領」並びに「入札心得（電子入札用）」、「工事費内訳明細書の作成に係る留意事項」、「電子入札マニュアル」、「電子入札制度FAQ」、「電子入札システムFAQ」及び「電子くじの仕組みについて」に示すとおりとし、当該要綱等は、6に示す場所にて閲覧に供する。
- (2) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約権者等に対して、その旨を工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を契約権者へ通知すること。
- (3) 本工事は標準工期が18カ月間の工事であるが、年度末までには標準工期が確保できていない。また、現時点においては、次年度への繰越について、国・県等補助事業の繰越（翌債）及び予算の繰越手続きがなされていない。そのため、国・県等補助事業の繰越（翌債）の手続き及び予算の繰越に係る市議会の議決の承認がなされれば、変更契約にて対応する。
 なお、国・県等補助事業の繰越（翌債）手続き及び予算の繰越承認が否決された場合には、工事を減工する場合がある。

15 問い合わせ先

いわき市財政部契約課 TEL0246(22)7419